

第2章 学 則

○奥羽大学学則

(昭和47年4月1日
制 定)

第1章 総則

(目的)

第1条 奥羽大学（以下「本学」という。）は、教育基本法並びに学校教育法に基づき、広く知識を養うと共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を育成し、国民の福祉と文化の発展に寄与することとし各学部はその目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 歯学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな歯科医師を養成することを目的とする。
 - (2) 薬学部は、高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成することを目的とする。
- 2 本学は、前項の目的を達成するために、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。なお、点検及び評価については「奥羽大学自己点検・自己評価規程」として別に定める。

第2章 学部構成

(学部学科)

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

歯学部 歯学科

薬学部 薬学科

第3章 修業年限及び入学定員

(修業年限)

第3条 本学の修業年限は、歯学部及び薬学部は6年とする。

- 2 歯学部においては、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。ただし、在学期間は同一学年において3年を超えることはできない。
- 3 薬学部においては、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

(入学定員及び収容定員)

第2章 学則 (奥羽大学学則)

第4条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

- | | | | | | |
|---------|-----|------|------|------|------|
| (1) 歯学部 | 歯学科 | 入学定員 | 80名 | 収容定員 | 480名 |
| (2) 薬学部 | 薬学科 | 入学定員 | 100名 | 収容定員 | 600名 |

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2期に分ける。

- | | | |
|----|---------|-----------|
| 前期 | 4月1日から | 9月30日まで |
| 後期 | 10月1日から | 翌年3月31日まで |

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

	歯学部・薬学部
(2) 春季休業	3月11日から3月31日まで
(3) 夏季休業	7月25日から9月10日まで
(4) 冬季休業	12月26日から翌年1月7日まで

第5章 授業科目、履修方法及び講座

(授業科目の区分)

第8条 各学部において開設する授業科目は、次の区分とする。

- (1) 歯学部 教養系教育科目、基礎科学教育科目、生命科学教育科目、口腔科学教育科目
(2) 薬学部 一般教養科目、基礎教育科目、専門教育科目

(開設授業科目及び履修方法)

第9条 第8条の規定に基づき、各学部が開設する授業科目及び履修方法等については、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 授業科目は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(講座制等)

第10条 歯学部においては、その教育研究上の目的を達成するため、講座制をとる。

2 次の講座をおく。

基礎講座

生体構造学講座

口腔病態解析制御学講座

口腔機能分子生物学講座

生体材料学講座

口腔衛生学講座

臨床講座

歯科保存学講座

歯科補綴学講座

口腔外科学講座

成長発育歯学講座

放射線診断学講座

(単位の算定)

第11条 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で本学が各授業科目について定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、薬学部における卒業研究に対する単位数は8単位とする。

(選択科目の申請)

第12条 選択履修する授業科目は、毎学年所定の期間に申請しなければならない。

第6章 職員

(職員)

第13条 本学に次の職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 教授
- (4) 准教授

- (5) 講師
- (6) 助教
- (7) 助手
- (8) 事務職員
- (9) 技術職員
- (10) その他の職員
(職務)

第14条 前条の規定による職員の職務については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学 長 校務を掌り、所属職員を統督する。
- (2) 学 部 長 学部の校務を掌理する。
- (3) 教 授 専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (4) 准 教 授 専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (5) 講 師 教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (6) 助 教 専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (7) 助 手 その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (8) 事務職員 上司の命を受け、事務に従事する。
- (9) 技術職員 上司の命を受け、技術に関する職務に従事する。
- (10) その他の職員 定められた業務に従事する。

第7章 教授会

(教授会の構成)

第15条 本学の各学部には教授会を設け、当該学部には所属する専任の教授をもって組織する。

2 学部長は、必要に応じ専任の准教授及びその他の職員を教授会に加えることができる。

(教授会の招集)

第16条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長は、当該学部教授会構成員の3分の1以上の要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(教授会の定足数)

第17条 教授会は、構成員総数の3分の2以上の出席によって成立し、議決を要する場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長がこれを決める。

(教授会の審議事項)

第18条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長と学部長の求めがあったとき、意見を述べる。

第8章 入学、編入学、転学、休学、復学、退学及び再入学

(入学の時期)

第19条 入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格及び入学者の選考)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 通常の課程以外の課程によって、前号に相当する学校教育を修了した者
 - (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 2 本学への入学志願者については、能力、資質、人物、健康等を考慮して選考する。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、本学の各学部編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に1年以上在学した者

- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 学校教育法第58条の2に該当する者
 - (4) 学校教育法第132条に該当する者
- (転学)

第22条 学長は、他の大学に転学を願い出る者があるときは、当該学部教授会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 学長は、本学の学部の一から他の学部へ転学を願い出る者があるときは、当該学部教授会の議を経て、これを許可することができる。
- 3 他の大学に転学したものは、除籍する。

(入学試験等)

第23条 入学試験期日、試験科目及び出願期間は、毎年度これを定める。

(入学願書等)

第24条 入学を志願する者は、指定の期間中に、入学検定料その他別に定める書類等を提出又は納入しなければならない。

(入学書類等)

第25条 入学を許可された者は、指定の期日までに、次の各号に掲げる書類等を提出又は納入しなければならない。

- (1) 住民票
- (2) 所定の誓約書
- (3) 在学保証書
- (4) 出身校の卒業又は修了証明書
- (5) 入学金及び授業料その他の納付金

(在学保証書)

第26条 入学（編入学及び再入学を含む。）を許可された者は、その者の身上及び本学に対する債務に関し、独立の生計を営む成年者で、入学時の在学保証書に定めてある負担債務内容及び損害・賠償金の極度額を負うことのできる保証人2名が連署した在学保証書を提出しなければならない。

- 2 前項の保証人が欠け、又は変更の必要がある場合は、新たに保証人を定め、直ちに在学保証書を提出しなければならない。

(休学)

第27条 病気その他やむを得ない理由によって、引き続き3月以上修学することができないと認められる者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、その

許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、必要により休学を命ずることがある。
- 3 休学期間は、当該年度限りとする。特別の事由があるときは、引き続き休学期間を延長することができる。ただし、通算して3年を超えることはできない。
- 4 休学期間は、第3条の在学期間に算入しない。

(復学)

第28条 休学の理由の止んだ者は、学長の許可を得て原学年に復学することができる。

- 2 復学願いには、保証人の連署を必要とし、疾病によって休学した者は、本学附属病院又は本学が指定する医療機関の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第29条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ、学長に退学願を提出して許可を受けなければならない。

(再入学)

第30条 学長は、退学した者又は除籍された者が2年以内に再入学を願い出たときは、選考のうえ、当該学部教授会の議を経て許可することがある。この場合には、既修授業科目の全部又は一部について再履修を命ずることがある。

第9章 入学検定料、入学金、授業料その他納付金

(入学検定料)

第31条 本学に入学を志願する者は、入学検定料（歯学部40,000円、薬学部30,000円）を入学願書に添えて納入するものとする。

(入学金等及び再入学金)

第32条 入学を許可された者は、所定の期日までに次表の入学金、授業料を納付しなければならない。ただし、第30条の規定により再入学を許可された者は、入学金の2分の1を納入するものとする。なお、歯学部3年次及び4年次編入学を許可された者は、所定の期日までに歯学教育充実費を納付しなければならない。

	歯 学 部	薬 学 部
入 学 金	500,000円	200,000円
授 業 料	3,500,000円	1,500,000円

	歯 学 部
歯学教育充実費	3,500,000円

第2章 学則 (奥羽大学学則)

(授業料の納入、退学及び休学の授業料)

第33条 学籍にある者は、次表の授業料を納めなければならない。

	歯 学 部	薬 学 部
授 業 料	3,500,000円	1,500,000円

2 授業料その他定められたものは年額とし、次の2期に分けて2分の1額ずつ分納することができる。

前期 4月30日まで

後期 10月31日まで

3 休学者に係わる第1項に定める授業料の納付金は、学期毎に1期分の3分の1を休学費として納入しなければならない。

4 学長は、授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納入しない者については、当該学部教授会の議を経て除籍することができる。

(実験実習費)

第34条 学生の実験実習に要する費用は、別にこれを徴収することがある。

(学費の変更)

第35条 在学中において授業料及びその他の納付金に変更があったときは、新たに定められた金額に基づいて納入しなければならない。

(返還)

第36条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は、いかなる事情があっても返還しない。

2 入学時所定の期日までに入学許可の取り消し又は入学を辞退した者にあつては、その者の請求により授業料及びその他の納付金を返還することがある。

第10章 学修の評価、進級及び卒業

(学修の評価)

第37条 履修した授業科目については、別に定める試験規程により、その成績を判定する。

2 科目の成績は、100点をもって満点とし、秀(100~90点)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~65点)、不可(64点以下)の5種とする。秀、優、良、可は合格とし、不可は不合格とする。

(進級)

第38条 各学年所定の授業科目の試験に合格した者は進級とする。

2 ただし、歯学部においては各学年の総合試験に合格しなければならない。

(卒業の認定)

第39条 所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者に対し卒業証書を授与する。ただし、歯学部においては卒業試験に合格しなければならない。

2 卒業試験に関する事項は、別に定める。

第11章 学位の授与

(学位の授与)

第40条 本学を卒業した者に対し、次の区分に従い学位を授与する。

歯学部 学士 (歯学)

薬学部 学士 (薬学)

第12章 賞罰

(表彰)

第41条 学業の優秀な者又は善行のあった者は、当該学部教授会の議を経て学長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

第42条 学長は、学生がその本分に反する行為をし、又は本学の諸規程等に違反する行為があった場合は、当該学部教授会の議を経てこれを懲戒する。

2 懲戒を分けて訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 研究生、聴講生並びに委託生

(研究生、聴講生、委託生)

第43条 本学に研究生、聴講生並びに委託生の制度を設けることができる。

2 研究生、聴講生並びに委託生に関する事項は別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

第44条 本学に公開講座を設ける。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

第15章 大学院

(大学院)

第45条 本学に大学院歯学研究科を置く。

2 大学院歯学研究科の学則等については、別に定める。

第16章 附属施設

(附属病院)

第46条 一般患者の診療及び学生の臨床実習に資するため、本学歯学部附属病院を置く。

2 附属病院において開設する科目は、次のとおりとする。

- (1) 歯科(予診科、総合歯科、口腔インプラント科、歯科麻酔科、放射線科、地域医療支援歯科)
- (2) 矯正歯科
- (3) 小児歯科
- (4) 歯科口腔外科
- (5) 内科
- (6) その他必要な診療科

3 附属病院の組織、管理及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(附属薬用植物園)

第46条の2 本学薬学部附属薬用植物園を置く。

2 附属薬用植物園の管理及び運営その他必要な事項は、別に定める。

第17章 図書館

(図書館)

第47条 職員及び学生の研究、学修に資するため本学に図書館を置く。

2 図書館の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

第18章 特待生制度

(特待生制度)

第48条 本学建学の主旨により、人物、成績、健康共に優秀な者には、これを特待生として授業料の全部又は一部を免除する制度を置く。

2 特待生制度に関する事項は、別に定める。

第19章 雑則

第49条 本学則のほかには教育、研究又は学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和53年2月13日から施行する。

附 則

本学則は、昭和53年11月16日から施行する。

附 則

本学則は、昭和54年11月12日から施行する。

附 則

本学則は、学校教育法施行規則第2条第1項第1号の規定による届出をした日（昭和55年12月3日）から施行する。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和59年9月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和59年12月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和60年12月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和61年8月19日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

〔奥羽大七〕

一
二

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、第4条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員
文 学 部	英語英文学科	200 名
	日本語日本文学科	100 名

附 則

本学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年3月31日現在、歯学部の学籍にある者の授業料については、従前の額とする。
- 3 第3条第3項の修業年限等については、平成4年度入学生から適用する。

附 則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成6年3月31日現在、文学部の学籍にある者の卒業に必要な単位数については、従前のおりとする。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第11条の薬学部については、平成18年度入学生から適用し、平成18年3月31日に在籍する者については、従前の学則とする。
- 2 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）が廃止され、高等学校卒業程度認定試験規則が創設されたことにより、第22条について経過措置として大学入学資格検定を受検し合格した者については、新規則（認定試験合格者）と読み替えるものとする。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 授業科目・履修方法等 (卒業に必要な単位数)

1 歯学科

学 年	授 業 科 目	卒 業 に 必 要 な 単 位
1 ~ 3	教養系教育・基礎科学教育科目	全科目 54単位必修
2 ~ 3	生命科学教育科目	全科目 45単位必修
3 ~ 6	口腔科学教育科目	全科目 96単位必修
合 計		195.0単位

2 薬学部薬学科

履修年次	科 目 区 分		単 位 数	
			必 修	選 択 必 修
1 ~ 6	一般教養科目	薬 学 周 辺		3単位以上
		人 文 科 学		3単位以上
		社 会 科 学		3単位以上
		外 国 語	4単位	2単位以上
		実 技		1単位以上
	基礎教育科目	基 礎 科 学	13.5単位	
		準 備 教 育	9.5単位	
		薬 学 基 礎	4.5単位	
	専門教育科目	基 礎 科 目	35.5単位	
		薬 学 専 門 科 目	102単位	
		薬学アドバンスト科目		9単位以上
計		169単位	21単位以上	
合 計		190単位以上		

別表第2 授業科目・履修方法等

1 歯学部歯学科

授 業 科 目		単 位 数		履 修 方 法 等
		必 修	選 択	
教養系教育・基礎科学教育科目	美術	1		・教養系教育・基礎科学 教育科目は、54単位 必修
	心理学	1		
	臨床心理学	1		
	医療倫理学	1		
	日本語学Ⅰ	4		
	日本語学Ⅱ	1		
	経営学	1		
	社会学	1		
	基礎物理学	4		
	物理学	2		
	物理学実験	1		
	基礎化学	4		
	化学	2		
	化学実験	1		
	基礎生物学	4		
	生物学	2		
	生物学実験	1		
	統計数学	2		
	情報リテラシーⅠ	1		
	情報リテラシーⅡ	1		
	体育	1		
	英語基礎	1		
	英語Ⅰ	1		
	英語Ⅱ	1		
	歯科医療概論	1		
	歯科医学演習	1		
	臨床歯学概論	1		
	基礎歯学概論Ⅰ	2		
	基礎歯学概論Ⅱ	2		
	歯学医療人間学Ⅰ	2		
歯学医療人間学Ⅱ	1			
歯学医療人間学Ⅲ	1			
歯科医療管理学	1			
郡山学/福島学	1			
社会歯科学	1			

〔奥羽大十二〕

一三二

授 業 科 目		単 位 数		履 修 方 法 等
		必 修	選 択	
生 命 科 学 教 育 科 目	口腔解剖学	3		・生命科学教育科目は、 45単位必修
	口腔解剖学実習	1		
	解剖学	3		
	解剖学実習	1		
	口腔組織学	4		
	口腔組織学実習	1		
	口腔生理学Ⅰ	3		
	口腔生理学Ⅱ	1		
	口腔生理学実習	1		
	口腔生化学Ⅰ	1		
	口腔生化学Ⅱ	2		
	口腔生化学実習	1		
	口腔病理学	4		
	口腔病理学実習	1		
	口腔感染免疫学Ⅰ	2		
	口腔感染免疫学Ⅱ	2		
	口腔感染免疫学実習	1		
	歯科薬理学Ⅰ	1		
	歯科薬理学Ⅱ	2		
	歯科薬理学実習	1		
	生体材料・歯科材料学Ⅰ	2		
生体材料・歯科材料学Ⅱ	2			
生体材料・歯科材料学実習	1			
公衆衛生学	1			
口腔衛生学	2			
口腔衛生学実習	1			
口 腔 科 学 教 育 科 目	口腔インプラント学	1		・口腔科学教育科目は、 96単位必修
	口腔インプラント学実習	1		
	保存修復学Ⅰ	2		
	保存修復学Ⅱ	1		
	保存修復学実習	1		
	歯内療法学	3		
	歯内療法学実習	1		
	歯周病学	3		
	歯周病学実習	1		
	冠橋義歯補綴学Ⅰ	1		
	冠橋義歯補綴学Ⅱ	2		
	冠橋義歯補綴学実習	1		
	有床義歯補綴学Ⅰ	3		

授 業 科 目		単 位 数		履 修 方 法 等
		必 修	選 択	
口 腔 科 学 教 育 科 目	有床義歯補綴学Ⅰ実習	1		
	有床義歯補綴学Ⅱ	3		
	有床義歯補綴学Ⅱ実習	1		
	口腔外科学Ⅰ	2		
	口腔外科学Ⅱ	2		
	口腔外科学Ⅲ	1		
	歯科矯正学	3		
	歯科矯正学実習	1		
	歯科放射線学Ⅰ	2		
	歯科放射線学Ⅱ	1		
	歯科麻酔学	4		
	小児歯科学	3		
	小児歯科学実習	1		
	総合臨床医学	2		
	口腔内科学	2		
	高齢者歯科学Ⅰ	1		
	高齢者歯科学Ⅱ	1		
	障害者歯科学	1		
	臨床総合演習	2		
	災害歯科医学	1		
臨床実習	30			
臨床総合講義	10			

〔奥羽大十二〕

一三四

2 薬学部薬学科

授 業 科 目			単 位 数		履 修 方 法 等
			必 修	選 択	
一 般 教 養 科 目	薬 学 周 辺	こどもの発達 A		1	3 単位以上選択必修
		こどもの発達 B		1	
		健康の科学		1	
		医薬の歴史 A		1	
		医薬の歴史 B		1	
		現代の社会福祉 A		1	
		現代の社会福祉 B		1	
		高齢者の健康 A		1	
		高齢者の健康 B		1	
	基礎薬学計算		1		
	人 文 科 学	言語学 A		1	3 単位以上選択必修
		言語学 B		1	
		哲学 A		1	
		哲学 B		1	
		文化学		1	
		文学 A		1	
文学 B			1		
社 会 科 学	経済学 A		1	3 単位以上選択必修	
	経済学 B		1		
	社会学 A		1		
	社会学 B		1		
	法学		1		
	心理学		1		
	歴史学 A		1		
	歴史学 B		1		
外 国 語	薬学英語 I	1		4 単位必修	
	薬学英語 II	1			
	薬学英語 III	1			
	薬学英語 IV	1			
	基礎英語演習		0.5	2 単位以上選択必修	
	英語検定 I		0.5		
	英語検定 II		0.5		
	英語検定 III		0.5		
英会話 I		0.5			
英会話 II		0.5			
英会話 III		0.5			

〔奥羽大六〕

一三五

授 業 科 目		単 位 数		履 修 方 法 等	
		必 修	選 択		
一 般 教 養 科 目	外 国 語	英語圏言語文化研修		0.5	
		中国語Ⅰ		0.5	
		中国語Ⅱ		0.5	
		中国語Ⅲ		0.5	
		外国語単位認定科目 A		0.5	
		外国語単位認定科目 B		0.5	
		外国語単位認定科目 C		0.5	
	実 技	体育 A		0.5	1 単位以上選択必修
		体育 B		0.5	
		美術 A		0.5	
		美術 B		0.5	
		書写 A		0.5	
	書写 B		0.5		
基 礎 教 育 科 目	基 礎 科 学	数学Ⅰ	2		13.5単位必修
		数学Ⅱ	1		
		化学Ⅰ	2		
		化学Ⅱ	1		
		物理学Ⅰ	2		
		物理学Ⅱ	1		
		生物学Ⅰ	2		
		生物学Ⅱ	1		
		薬学基礎実習	1.5		
	準 備 教 育	フレッシュマンウィーク	0.5		9.5単位必修
		フレッシュマンセミナー	0.5		
		情報科学講義	1		
		IT技能演習Ⅰ	1		
		IT技能演習Ⅱ	1		
		ITプレゼンテーション演習	0.5		
		日本語表現Ⅰ	2		
		日本語表現Ⅱ	1		
		倫理学	1		
		統計学	1		
	薬 学 基 礎	薬学入門	1		4.5単位必修
チーム医療学演習Ⅰ		1			
チーム医療学演習Ⅱ		1			
医療コミュニケーション論		1			
臨床コミュニケーション演習		0.5			

〔奥羽大四〕

一三六

授業科目		単位数		履修方法等	
		必修	選択		
専門教育科目	基礎科目	生化学Ⅰ	2		生物系 14単位必修
		生化学Ⅱ	1		
		生化学Ⅲ	1		
		機能形態学Ⅰ	2		
		機能形態学Ⅱ	1		
		解剖学	1		
		免疫学	1		
		微生物学	1		
		細胞生物学	1		
		分子生物学	1		
		生物系実習Ⅰ	0.5		
		生物系実習Ⅱ	1.5		
		基礎科目	有機化学Ⅰ	2	
	有機化学Ⅱ		1		
	有機化学Ⅲ		1		
	有機化学Ⅳ		1		
	有機化学演習		0.5		
	機器分析学		1		
	薬用植物学		1		
	生薬学		1		
	医薬品化学Ⅰ		1		
	医薬品化学Ⅱ		1		
	化学系実習	1.5			
	基礎科目	基礎分析化学	2		物理系 9.5単位必修
		薬品分析化学	1		
		臨床分析化学	1		
		物理化学Ⅰ	1		
		物理化学Ⅱ	1		
		物理化学Ⅲ	1		
		放射薬品学	1		
物理系実習		1.5			
薬学専門科目	環境衛生学Ⅰ	1		衛生系 8.5単位必修	
	環境衛生学Ⅱ	2			
	栄養化学	1			
	食品衛生学	1			
	公衆衛生学Ⅰ	1			
	公衆衛生学Ⅱ	1			

〔奥羽大四〕

一三七

授 業 科 目		単 位 数		履 修 方 法 等	
		必 修	選 択		
専 門 教 育 科 目	薬 学 専 門 科 目	衛生薬学実習	1		
		衛生薬学演習	0.5		
	薬の効き方と作用点	1		薬 理 ・ 病 態	21単位必修
	末梢神経に作用する薬と生体反応	1			
	生体内で生み出される生理活性物質	1			
	薬と病態(内分泌疾患)	1			
	薬と病態(アレルギー・免疫疾患)	1			
	薬と病態(精神疾患)	1			
	薬と病態(神経・筋疾患)	1			
	薬と病態(感染症)	1			
	薬と病態(心・血管・呼吸器疾患)	1			
	薬と病態(代謝性疾患・骨関節疾患)	1			
	薬と病態(腎・泌尿器・生殖器疾患)	1			
	薬と病態(消化器疾患)	1			
	薬と病態(耳鼻咽喉・皮膚・眼・血液・造血器疾患)	1			
	薬と病態(悪性腫瘍)	1			
	薬と病態チュートリアル(神経疾患)	0.5			
	薬と病態チュートリアル(循環器疾患・代謝性疾患)	0.5			
	薬と病態チュートリアル(消化器疾患)	0.5			
	臨床検査学	1			
	薬理学実習	1.5			
	医薬品毒性学	1			
	医薬品情報評価学	1			
	医療統計学	1			
	薬剤学Ⅰ	1		薬 剤 系	9.5単位必修
	薬剤学Ⅱ	1			
	薬剤学Ⅲ	1			
	製剤学	1			
	薬剤学実習	1.5			
	医療薬剤学	1			
	薬物代謝学	1			
	薬物相互作用学	1			
	薬物送達システム	1			
医療倫理Ⅰ	1		臨 床 系	18単位必修	
医療倫理Ⅱ	1				
セルフメディケーション学	1				
臨床医学	2				
医療薬学総論	2				

〔奥羽大四〕

一三八

授 業 科 目		単 位 数		履 修 方 法 等		
		必 修	選 択			
専 門 教 育 科 目	薬 学 専 門	薬事関係法規	2			
		漢方医学	1			
		薬局管理学	1			
		在宅医療・介護論	1			
		事前学習	4			
		処方解析学	1			
		社会薬学総論	1			
	科 目	薬学演習Ⅰ	1		総合演習	17単位必修
		薬学演習Ⅱ	1			
		薬学演習Ⅲ	1			
		薬学演習Ⅳ	4			
		薬学演習Ⅴ	4			
		薬学演習Ⅵ	6			
		実務実習	20			
	卒業研究	8				
	薬 学 アド バン スト 科目	放射化学実習		0.5	9単位以上選択必修	
		からだと生命の基礎原理		1		
		天然物化学		1		
		有機化学 IT 技能演習		0.5		
ゲノム医療学			1			
健康食品学			1			
臨床情報評価学			1			
実践臨床薬剤師論			1			
歯周病学			1			
遺伝医学概論			1			
英語文献講読			1			
医療英会話			1			
海外薬学実習			2			
臨床治験コーディネーター総論			1			
臨床心理学			1			
センサー概論			1			
科学コミュニケーション概論			1			
法医学概論			1			
地域医療概論			1			
新薬概論		1				
妊娠とくすり		1				

〔奥羽大四〕

一三九(一六〇)